

# 児童相談複合施設の整備について

児童相談体制の強化のため、児童相談複合施設を整備します

## ① 施設の概要

### 児童相談複合施設

北海道

#### <室蘭児童相談所分室>

- ・専門的な相談対応、調査、指導  
児童や家庭への援助方針の  
検討・決定
- ・判定（行動・医学・心理診断等）
- ・措置  
施設入所、在宅指導等
- ・市町村支援等



連携

苫小牧市

#### <子ども家庭総合支援拠点>

- ・子ども家庭支援全般に係る業務  
実情の把握、情報の提供、  
相談等への対応、総合調整等
- ・要支援児童及び要保護児童等  
への支援業務
- ・関係機関との連絡調整



※ 子ども家庭総合支援拠点は、平成31年4月に  
本庁舎1階の健康こども部こども支援課内に設  
置し、施設完成時に移転する。

一時保護

#### <室蘭児童相談所>

一時保護所



#### ★期待される効果 ②

- ・スムーズな情報交換及び連携対応
- ・通報対応・在宅支援のアセスメント及び助  
言等による支援内容の強化
- ・福祉サービス等の情報共有及び有効活用

## ◆整備予定地 ③



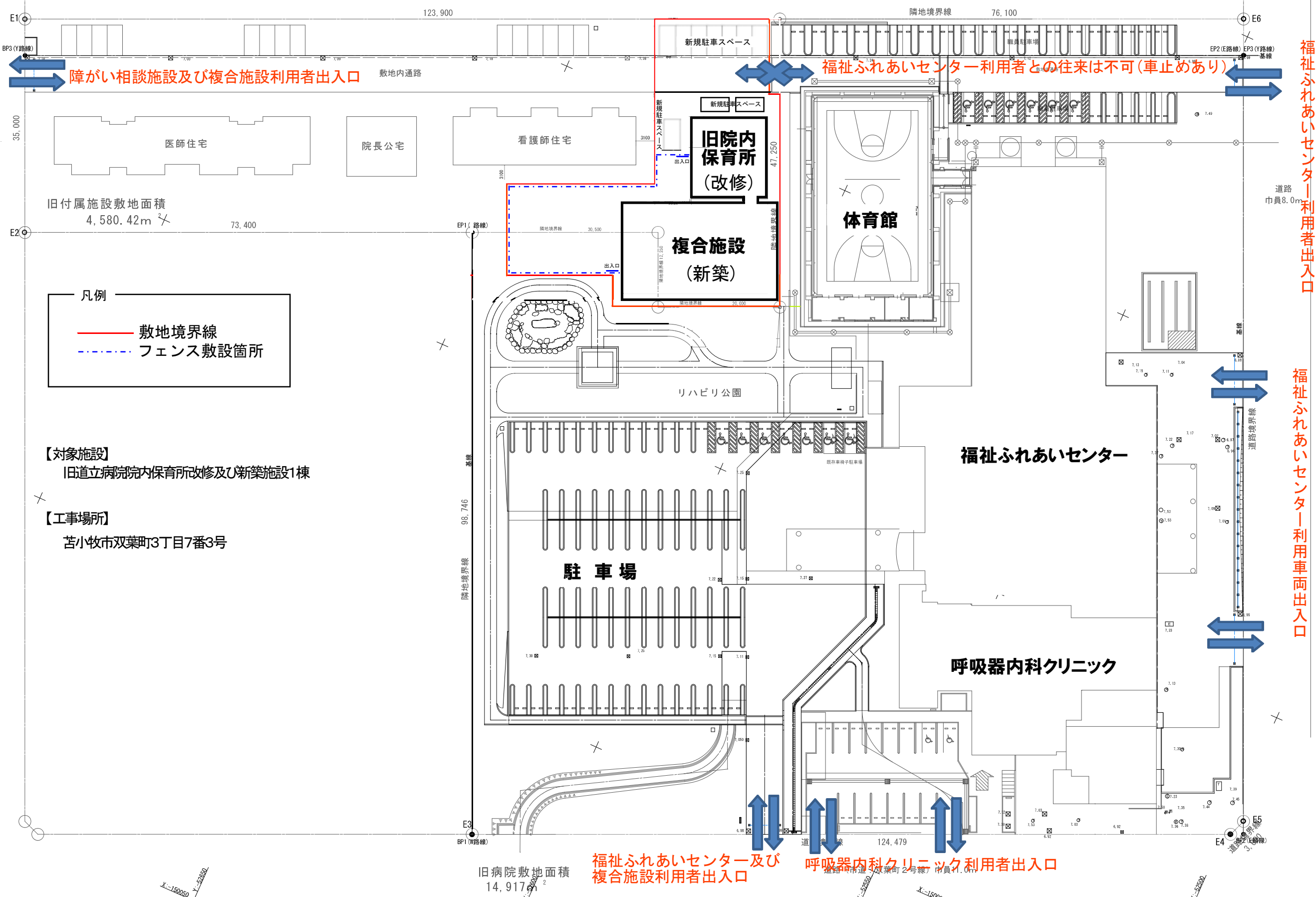
苫小牧市双葉町3丁目46番1  
(旧北海道立苫小牧病院院内保育所)

## ④

### ◆スケジュール(予定)

- ・令和元年度(2019年度) 実施設計
- ・令和2年度(2020年度) 本体工事等
- ・令和3年度(2021年度) 供用開始

# 児童相談複合施設配置図



障がい相談施設及び複合施設利用者出入口

福祉ふれあいセンター利用者との往来は不可(車止めあり)

福祉ふれあいセンター利用者出入口

福祉ふれあいセンター利用車両出入口

福祉ふれあいセンター及び複合施設利用者出入口

呼吸器内科クリニック利用者出入口

凡例

- 敷地境界線
- - - フェンス敷設箇所

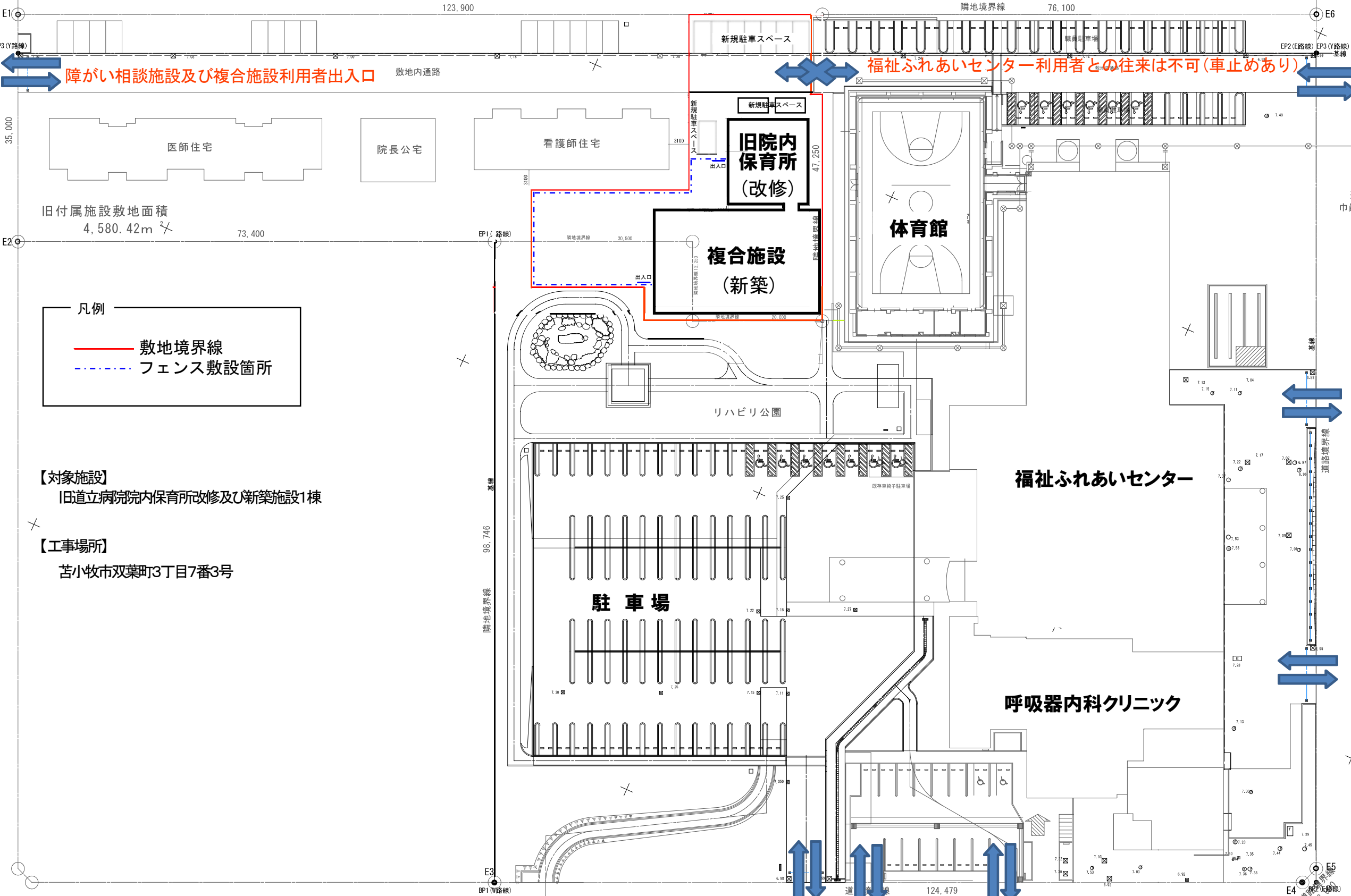
【対象施設】  
旧道立病院院内保育所改修及び新築施設1棟

【工事場所】  
苫小牧市双葉町3丁目7番3号

旧病院敷地面積 14,917㎡

敷地面積 124,479㎡

道路 巾員8.0m



# 室蘭児童相談所説明資料

## 「児童相談所の機能について」

令和元年5月24日（金）  
（2019年5月24日）

北海道室蘭児童相談所

## 児童相談所について



## 児童相談所とは

子どもに関する相談に応じ、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう子どもや家庭を援助する機関。児相（じそう）と略される。都道府県と政令指定都市に設置義務が課されており、近年、中核市や東京都の23特別区に設置の権限が与えられた。

虐待だけでなく、障害や非行、不登校、引きこもり等子どもに関するあらゆる相談に対応する機関である。

## 児相の設置目的達成のための3条件

- ①児童福祉に関する高い専門性
- ②地域住民に浸透した機関
- ③児童福祉に関する機関、施設等との関係が十分に図られていること

## 北海道の児童相談所



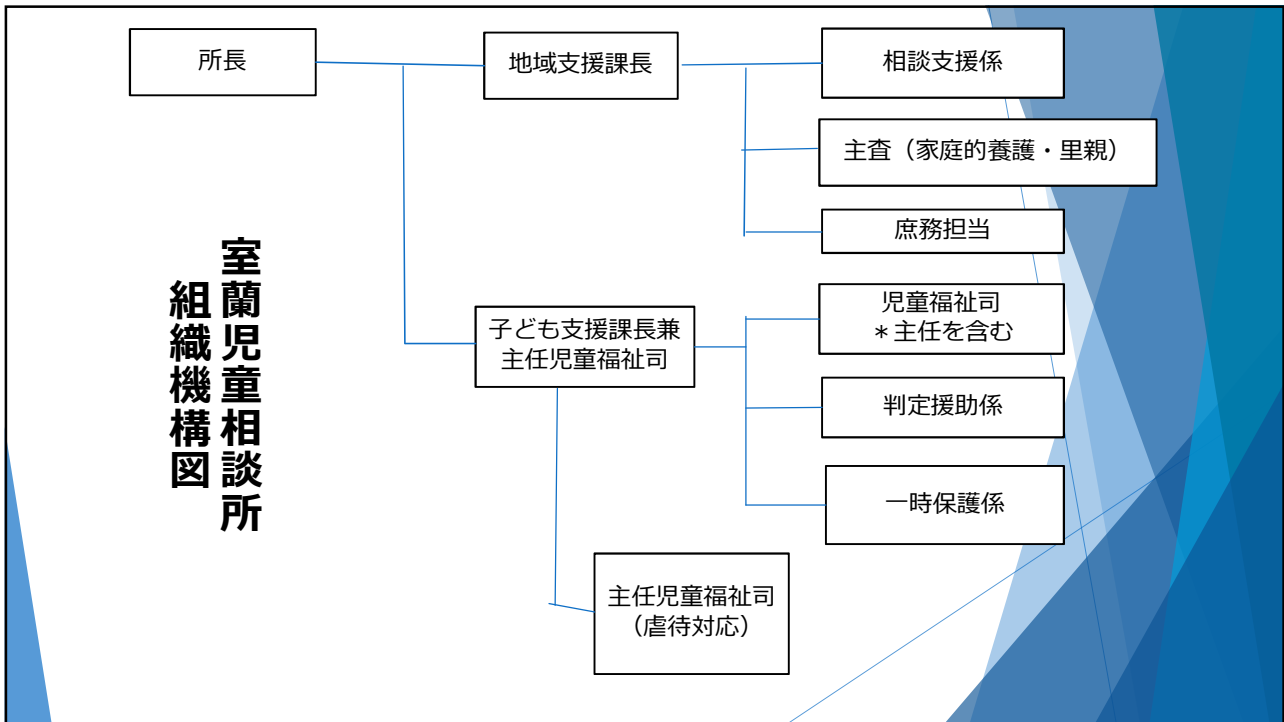
★児童相談所の位置、管轄地域

名 称	位 置	開設年月日	管轄区域
北海道中央児童相談所	札幌市	S 2 3 / 7 / 1 0	石狩・後志支庁管内の市町村（札幌市を除く）
北海道旭川児童相談所	旭川市	S 2 3 / 7 / 1 0	上川、留萌、宗谷各支庁管内の各市町村
同 稚内分室	稚内市	S 5 4 / 1 0 / 1	上記のうち、宗谷支庁管内の各市町村を担当
北海道帯広児童相談所	帯広市	S 2 3 / 7 / 1 0	十勝支庁管内の各市町村
北海道釧路児童相談所	釧路市	S 2 4 / 1 / 1 8	釧路、根室各支庁管内の各市町村
北海道函館児童相談所	函館市	S 2 3 / 7 / 1 0	渡島、檜山支庁管内の各市町村
北海道北見児童相談所	北見市	S 2 7 / 7 / 2 2	網走支庁管内の各市町村
北海道岩見沢児童相談所	岩見沢市	S 2 9 / 7 / 1	空知支庁管内の各市町村
北海道室蘭児童相談所	室蘭市	S 3 9 / 1 2 / 1	胆振、日高管内の各市町村
〈参考〉札幌市児童福祉総合センター	札幌市	S 4 7 / 4 / 1	札幌市（政令指定都市であるため同市で設置）

## 児童相談所の主な機能

「市町村子ども家庭支援指針」参照

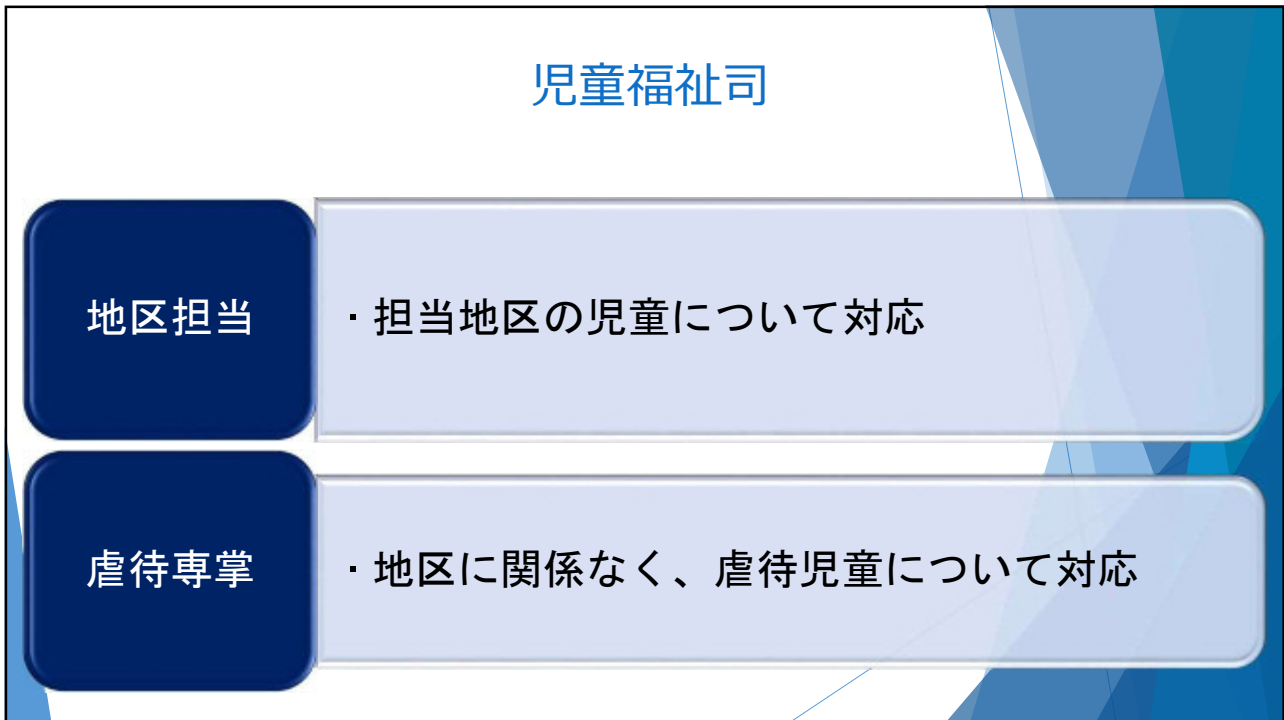
市町村 援助機能	市町村による子ども家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能
相談機能	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能
一時保護 機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能
措置機能	児童福祉司指導、施設入所、里親委託等



## 相談受理

主訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「相談者からの自発的な相談」</li> <li>・ 「要保護性に基づく通告」</li> </ul>
年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本は18歳未満の児童。児童福祉施設等に措置中の場合は、18歳を超えても児相が対応する場合もある。</li> </ul>
住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【居住地主義】 子どもの保護者の現に居住する住所を管轄する児童相談所</li> </ul>

児童相談の内容		種 別	内 容
障 害 相 談	養 護 相 談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
		保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他疾患(精神疾患を含む)等有する児童に関する相談。
	肢 体 不 自 由 児 相 談	肢 体 不 自 由 児 相 談	肢体不自由児、運動発達の違いに関する相談。
		視 聴 覚 障 害 相 談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
		言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語機能障害を持つ児童、言語発達遅滞、注意集中障害を有する児童等に関する相談。
		重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児(者)に関する相談。
		知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談。
	自 閉 症 相 談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談	
	非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童等に関する相談。
		触 法 行 為 等 相 談	窃盗、すり、凶暴、傷害、恐喝、放火等触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童等に関する問題。
	育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等で性格行動上の問題を有する児童に関する相談。
		不 登 校 相 談	いわゆる登校(登園)拒否等、学校(幼稚園を含む)及び保育所に在籍中で登校(園)できない、していない状態にある児童に関する相談。
		適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等
		し っ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びに関する相談
	そ の 他 の 相 談	その他児童にかかわる相談	





## 心理判定

### 心理診断

- ・子どもの面接、心理検査や保護者からの生育歴、生活環境、問題歴等をもとに、問題となっている事項の分析、検討を行い、子どもの理解を深め、援助方針を立てる

### 療育手帳

- ・知的障害と判定された児（者）に、各種援助措置を受けやすくするため手帳を交付。（判定機関は、児相と心身障害者総合相）

### 巡回児童相談

- ・児相から遠距離にあり、児相の利用が困難なケースに、市町村からの実施要望に基づき、相談希望者の相談を受ける。

## 一時保護される子供たち

①虐待や、虐待のおそれがあり、家庭においておくことが危険なため、緊急避難的な保護。

②家庭で養育されることが困難となり、一時的あるいは施設措置を前提とした保護。

③非行相談。

④児童養護施設などで「問題行動」とされることが続き、改めての行動観察や措置変更を前提とした保護。 …など



## 措置によらない援助

### 助言 指導

- ・ 1～数回の助言、指導等

### 継続 指導

- ・ より継続的な助言、指導等

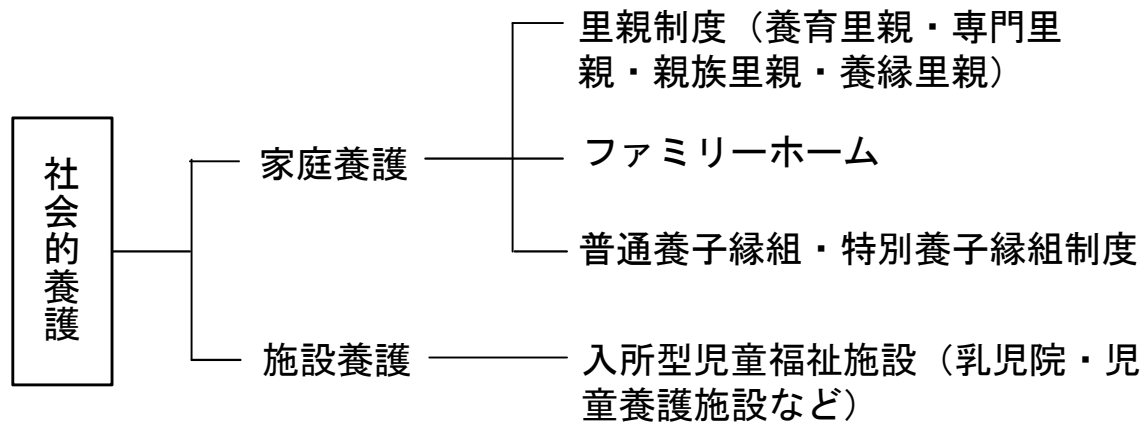
### 他機関 あつせん

- ・ 児童相談所での援助が困難なもの

## 措置による援助

児童福祉法第 27条第1項	内容
1号	訓戒・誓約 (訓戒を加え、誓約書の提出を求める)
2号	児童福祉司指導、児童委員指導、市町村委託指導等
3号	施設入所、里親委託等
4号	家庭裁判所送致 (ぐ犯、触法等、少年法による保護処分を家裁へ申立)

## 社会的養護の体系



## 主な施設養護

施設種別	主な内容	根拠条文
乳児院	乳児（特に必要があれば幼児）を入院させ、養育する。	37条
児童養護施設	保護者のない児童や被虐待児等、養護を要する児童を入所させ養護。	41条
児童心理治療施設	社会生活の適応が困難な児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療や生活指導を行う。	43条の2
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童や、生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、自立を支援する。	44条